

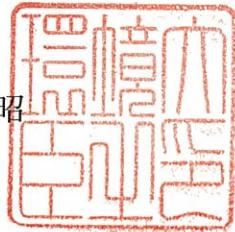


資料 3-3

諮詢第 511 号
環保安発第 1907017 号
令和元年 7 月 1 日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣 原田 義昭



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて
(諮詢)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）第 18 条の規定に基づき、次のとおり諮詢する。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する第一種指定化学物質及び同条第 3 項に規定する第二種指定化学物質の指定の見直しについて、貴審議会の意見を求める。」



中環審第1078号
令和元年7月1日

中央環境審議会 環境保健部会
部会長 大塚 直 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて
(付議)

令和元年7月1日付け諮問第511号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、環境保健部会に付議する。